

令和 7 年度八千代市教育委員会第 8 回定例会

令和 7 年 1 1 月 1 2 日
午 後 1 時 3 0 分

議 事 日 程

- 1 開会
- 2 会議録署名人の指定
- 3 令和 7 年度教育委員会第 7 回定例会会議録の承認
- 4 報告事項
各課報告
- 5 報告
報告第 1 号 専決処分の報告について
- 6 議事
議案第 1 号 八千代市文化財の指定について
議案第 2 号 令和 7 年度八千代市一般会計補正予算（第 3 号）案について
議案第 3 号 議決事件の一部変更について
- 7 閉会

【各課報告】

- 1 「みどりが丘小学校児童集会」についての報告（学務課）…資料 1
- 2 「みどりが丘第二小学校への転学に係る説明会」の開催報告について
（学務課）
- 3 いじめ重大事態の報告について（指導課）
- 4 北方領土返還要求運動千葉県民会議青少年等現地視察事業について
（指導課）…資料 2
- 5 市長との対話を生かした主権者教育の実施について
（指導課）…資料 3
- 6 ACCU 韓国教職員招へいプログラム実施報告（指導課）…資料 4
- 7 千葉県中学校総合体育大会駅伝の部について（保健体育課）
- 8 令和 7 年度第 2 回家庭教育講演会について
（生涯学習振興課）…資料 5
- 9 八千代市指定文化財「村上の神楽」の開催について…資料 6
（文化・スポーツ課）
- 10 審議会等の開催状況について
（八千代市文化財審議会）（文化・スポーツ課）
- 11 令和 7 年度郷土博物館企画展の実施結果について
（文化・スポーツ課）

報告第 1 号

専決処分の報告について

八千代市教育委員会行政組織規則第 10 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので報告する。

令和 7 年 11 月 12 日報告

八千代市教育委員会

教育長 嶺 岸 秀 一

1 損害賠償額の決定及び和解について

(1) 専決処分年月日 令和 7 年 10 月 30 日

(2) 損害賠償額 679,283 円

(3) 和解の要旨

令和 7 年 9 月 8 日、八千代市立西高津小学校において環境整備員が正門から職員玄関にかけて刈り払い機で除草作業を行っていたところ、回転した刃で小石をはじき、駐車していた車両を損壊した事故について、相手方に対し、車両修理費として 679,283 円を支払うことで一切円満に和解する。

(4) 損害賠償及び和解の相手方

佐倉市の女性

議案第 1 号

八千代市文化財の指定について

八千代市文化財として下記を指定したいので、ご承認願いたい。

令和 7 年 1 1 月 1 2 日提出

八千代市教育委員会

教育長 嶺 岸 秀 一

記

種 別	名 称	員 数
民俗文化財	妙法蓮華経納置塔	1 基
有形文化財	青銅製華瓶	1 口

提案理由

八千代市文化財保護条例第 4 条第 1 項の規定により、八千代市文化財として指定いたしたい。

10月31日（金）に行われたみどりが丘小学校 児童集会の様子



佐々木委員長の紹介と集会の説明



委員長からアンケート協力のお礼



委員長から新しくできる学校についての説明



校名の発表



校章の発表

北方領土返還要求運動

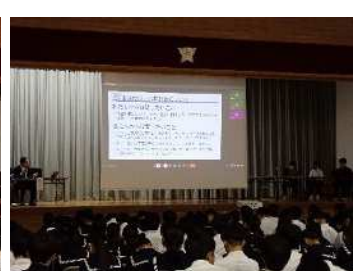
2025.10.21 (市教委)

千葉県民会議青少年等現地視察事業報告会



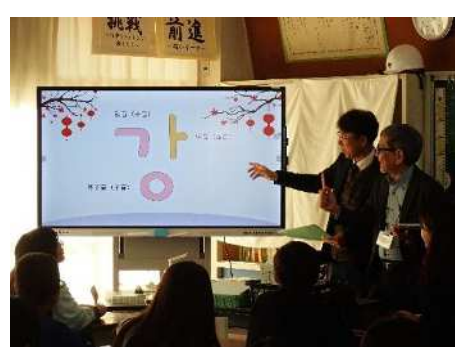
2025.10.27(高津中学校)

市長との対話を生かした主権者教育の実施について



令和7年度「ACCU 韓国教職員招へいプログラム」

2025. 11. 4 大和田南小学校



令和7年度「ACCU 韓国教職員招へいプログラム」

2025. 11. 5 大和田中学校



子どもを理解する視点を広げよう

～子どもの成長発達を共に喜ぶために～

子どもの発達には、直線的ではなくらせん状に横に広がりながら質的な転換をしていくものです。だから、あまり変わらないように見えたと思ったら、ふっと違う姿を見せてくれる。どの子の発達にも、個性、特性があり、それは、一人一人の文化です。その文化を知ることこそ発達を支援し、成長に気付いて喜ぶことができると思います。子どもたちが外界とかかわりながら成長していくための基礎となる、感覚面や認知面の育ちについて、改めてお話しさせていただこうと思います。



講師：市川市巡回指導職員・八千代市就学相談員

臨床発達心理士

早 川 淳 子 氏

日 時：10月20日（月）午後1時から2時30分まで
（開 場 12：45）

場 所：セントラルスポーツ生涯学習プラザ（八千代市総合生涯学習プラザ）
2F 多目的ホール

主 催：八千代市教育委員会

対 象：主に就学前から小中学生の子を持つ保護者、その他家庭教育に関心のある方

人 数：23人

参加費：無料

受 付：9月15日（月）午前9時から

10月17日（金）午前9時まで

申 込：電子申請

講演会の様子



参加者の感想

- 学習環境の整理について、集中できる環境を整えてあげることが大切だとわかり、家でも取り入れてみようと思いました。子どもの発達についてもわかりやすく教えていただき、大変参考になりました。
- 現在不登校の子ども達のフリースクールと通常塾のスタッフをしています。とても参考になりました。ASD, ADHD, Gifted の子ども達と接する中で、「なぜこの行動をするのか？」の疑問に、今日のお話が少し結びついた様に思います。
- 自分の思いと人の思いはちがうことを伝えるのは難しいなと思っていたので、「コミック会話」という方法があると知り、勉強になりました。
- 今まで、いわゆる「でこぼこ」は少人数であり、特異的なものであるという認識でしたが、特性は子供達にそれぞれあることであり、発達に応じた接し方が大切であるということ学びました。
- 行動には理由があり、根本的な対処をしてあげることによって解決することができることを知り、探ってあげることが大切ということを知りました。叱る時の基準を決めて、冷静に淡々と低い声を徹底したいと思いました。
- 短い時間でしたが、具体的な話が伺えて参考になりました。今回のお話をきき、子どもの立場になって考えることで、無理をさせていた、まちがったことを子どもにしていたと感じました。その子が将来的に困らないように支援していけるといいです。

八千代市指定文化財「村上の神楽」開催報告

指定文化財の「村上の神楽」が村上神楽保存会によって実施され、教育委員会職員がその実施状況を確認し記録をいたしました。

・村上の神楽

令和7年10月9日（木） 村上 七百餘所神社



指定に関する調書①

○名称

妙法蓮華經納置塔

○員数

1 基

○所在地

八千代市桑納 398（桑納威光院）

○所有者

宗教法人威光院（代表役員 大塚 惠俊）

○種別

民俗文化財

○形状

割石方形の二重基壇の上に、六角形の格狭間を刻み、その上には複弁の反花を彫り込んだ基礎を置く。塔身は円筒状で、上部及び下部はすぼまり、上部は頸が表現されている。塔身上部を刳り貫き、妙法蓮華經が内部に納められた木製の宝函が納置されている。塔身の正面には、「奉納妙法蓮華經一字一禮書寫之所」とあり、左右に「法師宥觀」とある。左側面には妙法蓮華經方便品第二の偈頌である「如我昔所願 今者已満足 化一切衆生 皆令入佛道」とあり、右側面には「寶函盛經置於寶案光明講中善男善女毎月助成合力之輩上求菩提下化有情」とある。裏面には「乃至法界 平等利益 皆元文四己未年十月十五日敬白」とあり、元文四年（1739 年）の造立であることがわかる。

笠は軒を緩やかに反り、軒裏には一重の垂木が配され、その下に雲文が彫り込まれ、塔身の頸部にのる。隅部には風鐸用と思われる穴がある。

相輪部は、胎藏界四仏であるア・アー・アン・アクを彫り込む方形の露盤を置き、露盤の上のにのる請花の一部は破損し、四輪から上部は欠失する。

○材質

安山岩製

○寸法

総高	2 2 3 c m	
相輪高	4 0 . 5 c m	
笠高	4 4 . 5 c m	笠幅 9 5 c m
頸高	2 0 . 5 c m (上部一石と下部の塔身の一部合わせた高さ)	
塔身高	5 5 c m (頸部除く)	塔身幅 7 2 c m
反花座高	1 0 . 5 c m	
基礎高	1 8 c m	
基壇高	3 4 c m (二段合わせて)	

○年代

元文 4 年 (1 7 3 9 年)

○指定理由

本塔は書写された妙法蓮華経が納置されていることが確認されているという点で大変に興味をもたれる石塔である。納置される妙法蓮華経は「一字一禮」によって書写されたものと考えられる。塔身右側面に彫り込まれる「光明講中」が本地域における信仰形態を伝えるものとして貴重である。光明講は定期的に集い、罪障の除滅等を目的として光明真言を唱える講であるが、光明講中が妙法蓮華経を納置し、本塔を造立して信仰の証としている点に当該地域における仏教文化の一側面が確認でき、興味深い。桑納地域では、市内の他地域には見られない光明真言を円形に刻んだ本塔と同時代に造立された墓石が複数存在しており、仏教から見た光明講中に関する貴重な資料である。

天保 14 年 (1843 年) 「下総國千葉郡桑納村絵図」にも描かれており、地域の象徴的な存在であったことも窺える。

これらの点から、本塔は本市における江戸期の仏教信仰を理解する上で重要なものとして、文化財として指定するにふさわしいものである。

全体



露 盤	
正面 𪛗 阿克 (天鼓雷音)	左側面 𪛗 ア (宝幢)
右側面 𪛗 アン (無量寿)	裏面 𪛗 アー (開敷華王)

塔身外面

【正面】



奉納妙法蓮華經一字一禮書寫之所
法師 有觀

【左側面】



如我昔所願 今者已滿足
化一切衆生 皆令入佛道

【右側面】



寶函盛經置於寶案光明講中善男善女
每月助成合力之輩上求菩提下化有情

【裏面】



乃至法界 平等利益
皆元文四 己未年十月十五日敬白

塔身內部



指定に関する調書②

○名称

青銅製華瓶

○員数

1口

○所在地

八千代市村上 1170-2（八千代市立郷土博物館）

○所有者（管理者）

八千代市長（八千代市教育委員会教育長）

○種別

有形文化財

○内容

正覚院館跡は中世の館があったとされ、曲輪とされる範囲も確認されている。現在は真言宗豊山派の寺院が位置する境内地である。

本華瓶は平成5年度の正覚院館跡b地点における発掘調査において、台地縁辺部に沿った空堀底面で検出された土坑から出土したものである。胴部には雷文3段が一周し、所々に花文が付され、胴部と脚部の境には二条の陽鑄紐が巡っている。その形状は古代中国の酒器である「觚」の形状であり、中国北宋時代の宣和博古圖録にも本華瓶とほぼ同じ様な形状とデザインのもものが掲載されており、古代中国製銅器の模作と思われる。

本華瓶が出土した同じ堀からは康応2年（1390年）在銘の武蔵型板碑が出土している。さらに正覚院には応永18年（1411年）在銘の市指定文化財「宝篋印塔」が所在しており、14世紀頃にはこの地点が墓域として利用されていたことを予想させる。また、出土状況から本華瓶はこの板碑と強い関係性が窺える。

華瓶は香炉、燭台とともに「三具足」を構成するが、本華瓶は単独で出土している。華瓶は供養具として用いられる他、荘厳具としても用いられることがある。華瓶は経塚から出土する事例が多いが、現時点では経塚等の仏教関連遺構との関係については不明である。本華瓶は土坑に埋納されたものと思われるが、その目的等については今後も調査・研究が必要である。

○材質

青銅製

○寸法

高さ	22.5 cm
口径	12.2 cm
底径	7.9 cm

○年代

鎌倉時代末期～室町時代（14世紀から15世紀）

○指定理由

本華瓶のような中世青銅製の遺品は県内でも出土事例がなく、本市における中世史を考える上で大変貴重な資料である。また、本華瓶の存在は県指定文化財「木造釈迦如来立像」、市指定文化財応永18年（1411年）在銘の「宝篋印塔」、堀から出土した康応2年（1390年）在銘の「武蔵型板碑」などの正覚院関連文化財とともに、保元年間（1156年～1159年）開山伝承のある正覚院の歴史を解明していく上で大変重要なものである。

以上の理由により市内文化財の中でも稀有で歴史上価値の高いものとして、文化財として指定するにふさわしいものである。



全体



胴部拡大